

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみの邑の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 報酬等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事会に役員が出席したときは、別表1により報酬等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、これを支払わないものとする。

- 2 評議員会に評議員及び役員が出席したときは、別表1により報酬等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、これを支払わないものとする。
- 3 前2項の出席報酬等は、理事会、評議員会の出席の都度、支給する。ただし、理事会と評議員会を同日に行ったときは、重複して、これを支給しない。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払うことができる。なお、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

- 2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払うことができる。
- 3 監事が法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払うことができる。
- 4 前3項の報酬等は、必要の都度、支給する。
- 5 前3項の報酬等は原則として業務終了後支払うこととするが、必要により旅費等事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する常勤の役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。
- 2 この規程は、令和元年12月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬 (日額)	宿泊費 (日額)	交通費等
理事長業務・会議出席等	10,000円	15,000円	実 費
役員及び評議員会議出席・業務等	10,000円	15,000円	実 費
監事監査業務・会議出席等	10,000円	15,000円	実 費

※ 交通費等で、自家用車を利用した場合は1Kmにつき25円とする。